様式第十一（第８条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
令和３年１２月２８日

２．認定新事業活動実施者名
株式会社ＥＸｘ

３．認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- １０月末までの安全性の検証結果を踏まえ、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

４．認定新事業活動計画の内容
（１）新事業活動に係る事業の内容
下記（２）に記載するエリアに所在する各施設敷地内に電動キックボードを配置し、当該施設利用者を対象に利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをＧＰＳを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

（２）新事業活動を行う場所の住所
①茨城県行方市
②千葉県柏市
③東京都世田谷区
④東京都渋谷区
⑤神奈川県藤沢市
⑥長野県北佐久郡軽井沢町
⑦長野県上高井郡小布施町
⑧兵庫県姫路市
⑨兵庫県豊岡市

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。

２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ｱ)　長さ　140センチメートル

(ｲ)　幅　80センチメートル

(ｳ)　高さ　140センチメートル

イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。

(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．新事業活動の開始時期及び終了時期

令和３年４月～令和４年７月

茨城県行方市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

2021/11/30 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

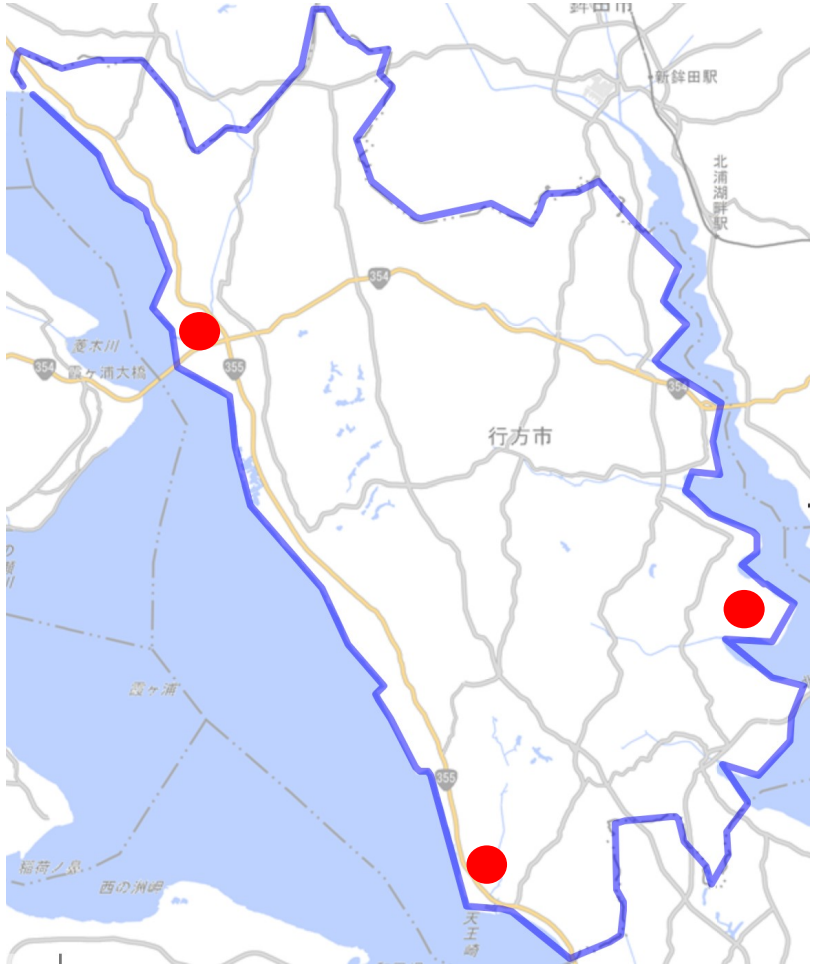

実証エリア

提供施設

千葉県柏市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

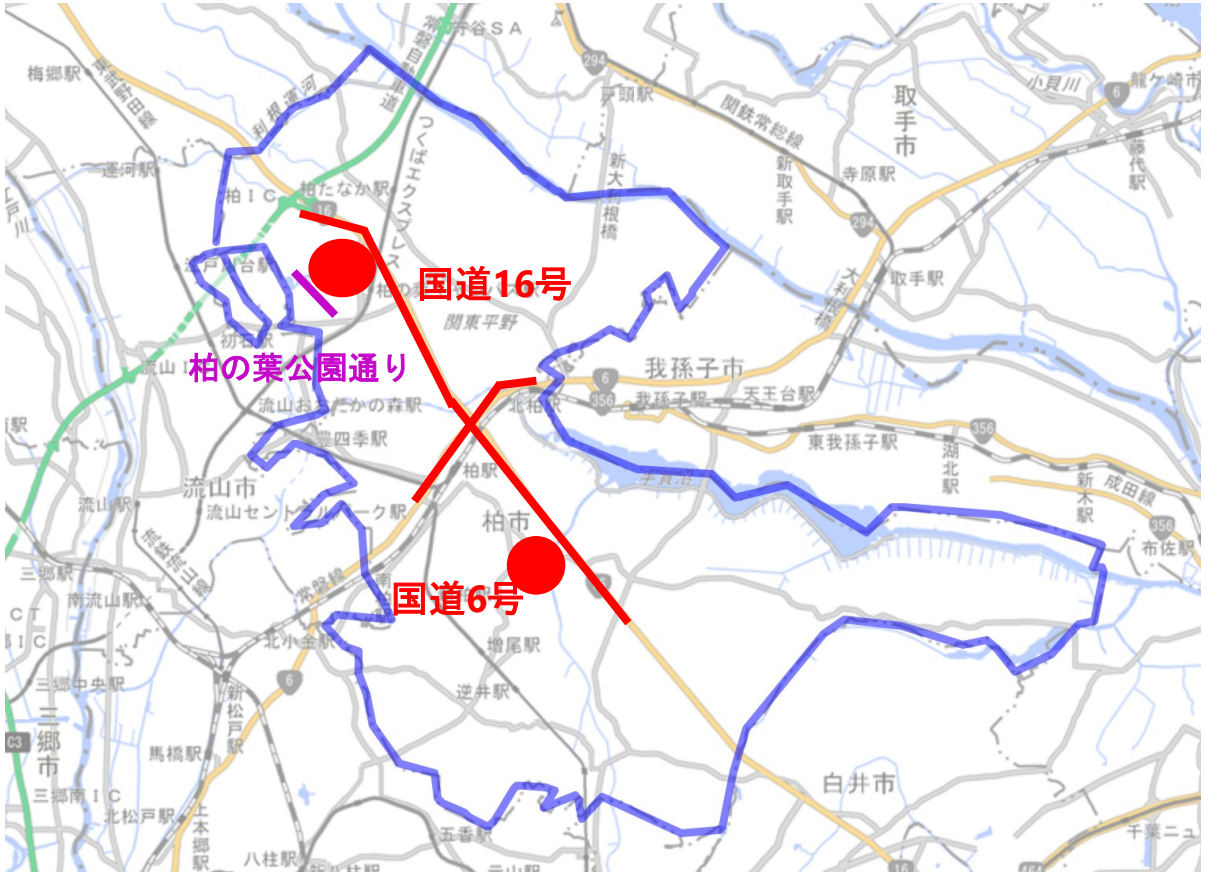

実証エリア

特例対象外区間

提供施設

普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】
国道6号
始点：県道51号線接続(柏市旭町5丁目)
終点：我孫子市境(柏市根戸)

国道16号
始点：常磐自動車道接続(柏市十余二)
終点：県道8号線接続(柏市大島田)
(大島田交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】
柏の葉公園通り
始点：柏市柏の葉5丁目
終点：柏市柏の葉6丁目

東京都世田谷区実証エリア

株式会社EXx

- 区内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

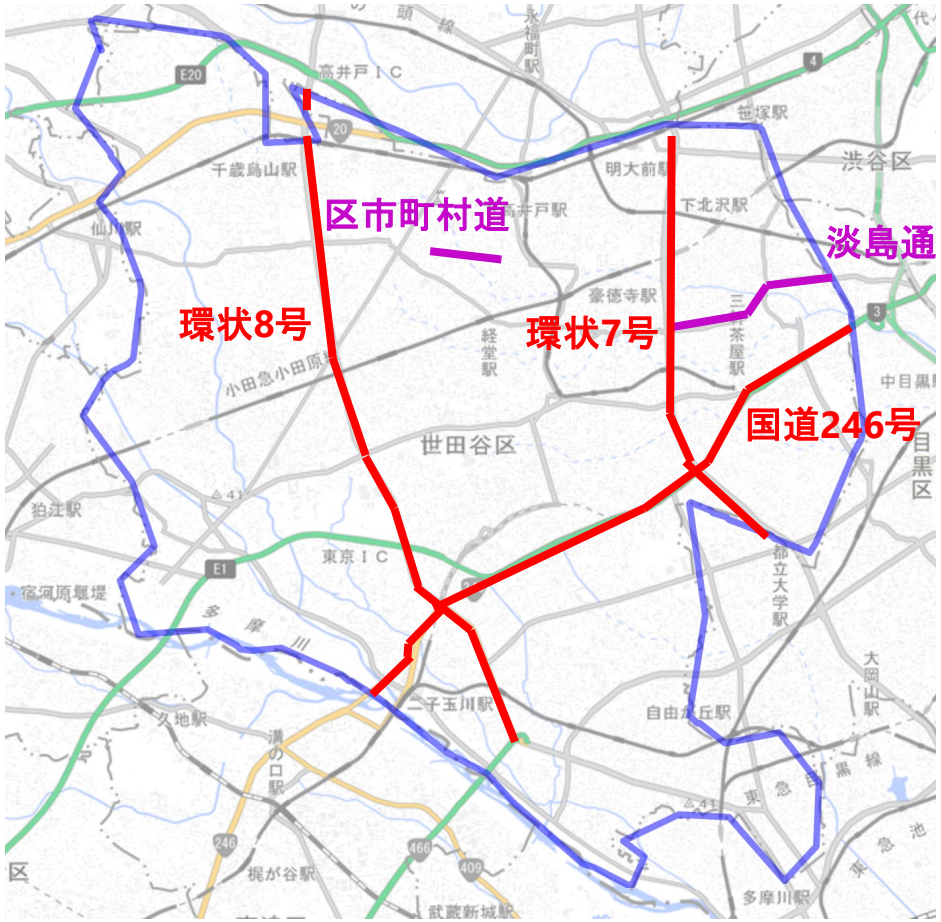

実証エリア

特例対象外区間

提供施設

普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】
国道246号
始点：神奈川県境(世田谷区鎌田1丁目1番)
終点：目黒区境(世田谷区池尻)
環状7号
始点：目黒区境
終点：杉並区境(世田谷区大原2丁目23番)

環状8号
始点：世田谷区上北沢5丁目41番
終点：第三京浜入口(世田谷区野毛1丁目25番)
(第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】
淡島通り
始点：目黒区境(世田谷区池尻)
終点：世田谷区若林2丁目36番6号先

区市町村道
始点：世田谷区桜上水3丁目17番6号先
終点：世田谷区赤堤5丁目2番1号先

東京都渋谷区実証エリア

株式会社EXx

- 区内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

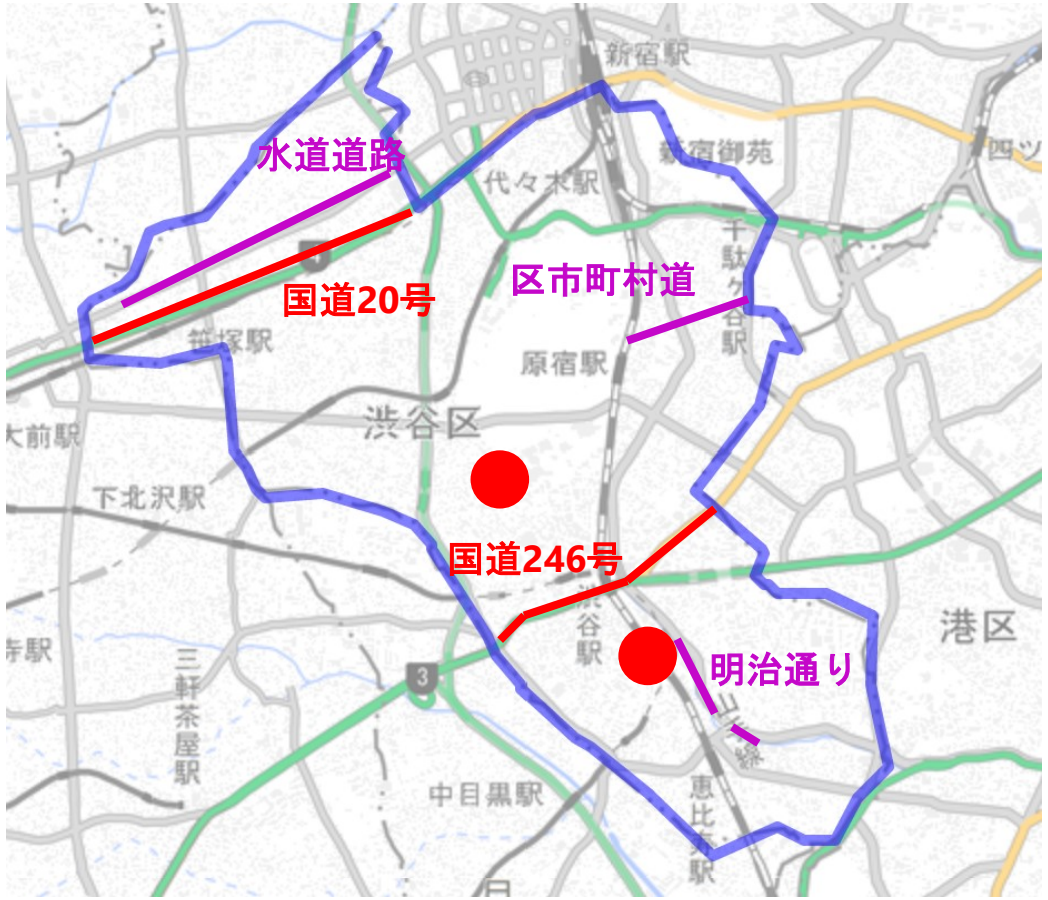

実証エリア

特例対象外区間

提供施設

普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道20号
始点：初台交差点(渋谷区初台1丁目47番)
終点：世田谷区境(渋谷区笹塚)
(初台交差点については特例の対象区域に含む。)

国道246号
始点：港区境(渋谷区渋谷)
終点：目黒区境(渋谷区恵比寿)

【普通自転車専用通行帯】

明治通り
始点：渋谷区広尾1丁目16番先東角
終点：渋谷区東2丁目23番3号先

明治通り
始点：渋谷区広尾1丁目14番15号先
終点：渋谷区広尾1丁目15番3号先

水道道路
始点：渋谷区本町1丁目55番1号先
終点：渋谷区笹塚2丁目29番先北西角

区市町村道
始点：渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先
終点：渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先

神奈川県藤沢市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

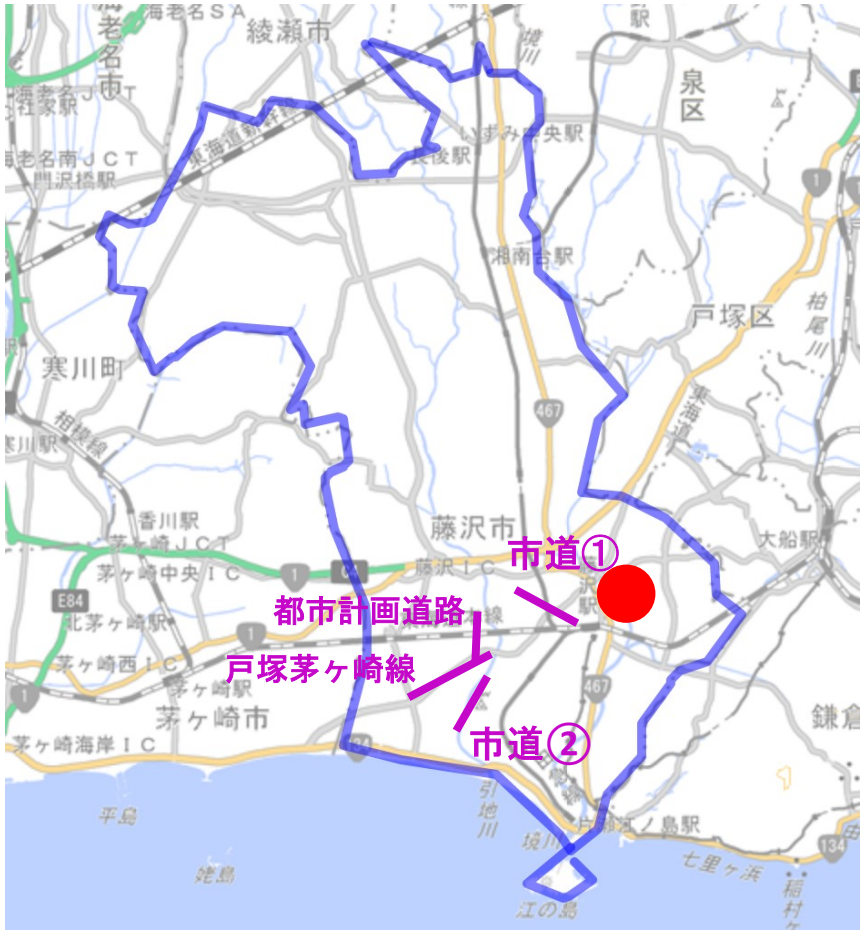

実証エリア

提供施設

普通自転車専用通行帯

【普通自転車専用通行帯】

都市計画道路
始点：藤沢市辻堂元町6-58先
終点：藤沢市辻堂元町6-48先

戸塚茅ヶ崎線
始点：藤沢市辻堂太平台2-13-25先
終点：藤沢市辻堂東海岸1-1-38先

市道①
始点：藤沢市本町3-14-16先
終点：藤沢市藤沢496-1先

市道②
始点：藤沢市本鵠沼2-18-21先
終点：藤沢市本鵠沼4-7-34先

長野県北佐久郡軽井沢町実証エリア

株式会社EXx

- 町内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

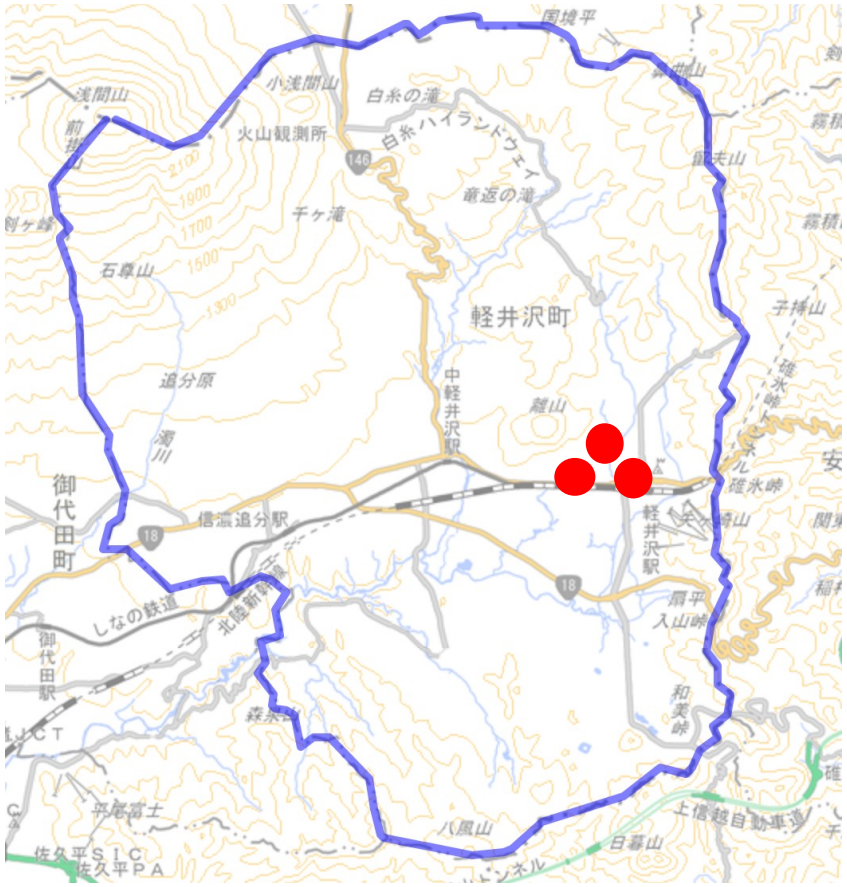

実証エリア

提供施設

長野県上高井郡小布施町実証エリア

株式会社EXx

- 町内全域で実施。

2021/07/28 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

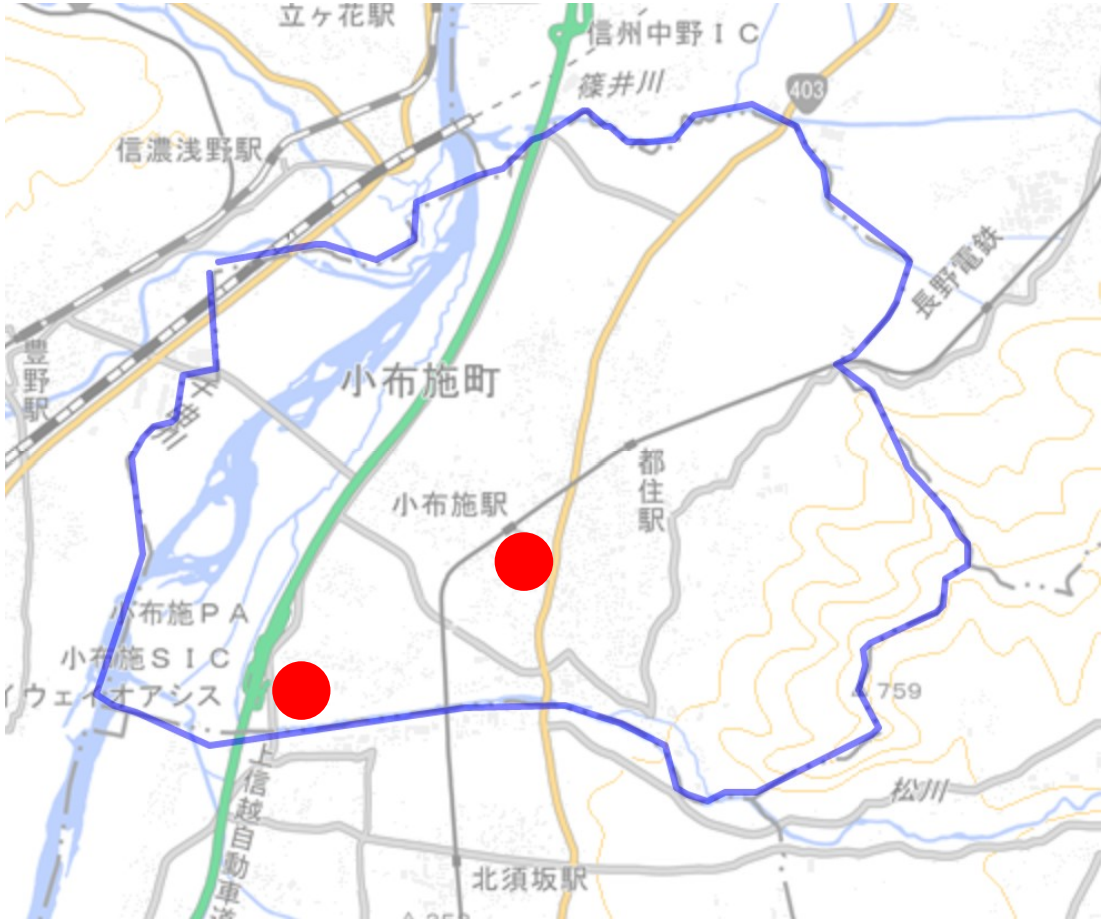

実証エリア

提供施設

兵庫県姫路市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

2021/10/01 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



実証エリア

提供施設

普通自転車専用通行帯

【普通自転車専用通行帯】
市道①
東行き：姫路市西延末60-2～姫路市西延末422
西行き：姫路市西延末426-1～姫路市西延末58

県道和久今宿線
東行き：姫路市勝原区宮田116-1～姫路市広畑区北河原町92（飾磨署境界）
　　姫路市飾磨区山崎台110-1（網干署境界）～姫路市飾磨区鎌倉町７
西行き：姫路市広畑区北河原町92（飾磨署境界）～姫路市勝原区宮田１１２
　　姫路市飾磨区鎌倉町6-1～姫路市飾磨区英賀宮台1-2（網干署境界）

兵庫県豊岡市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト（https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

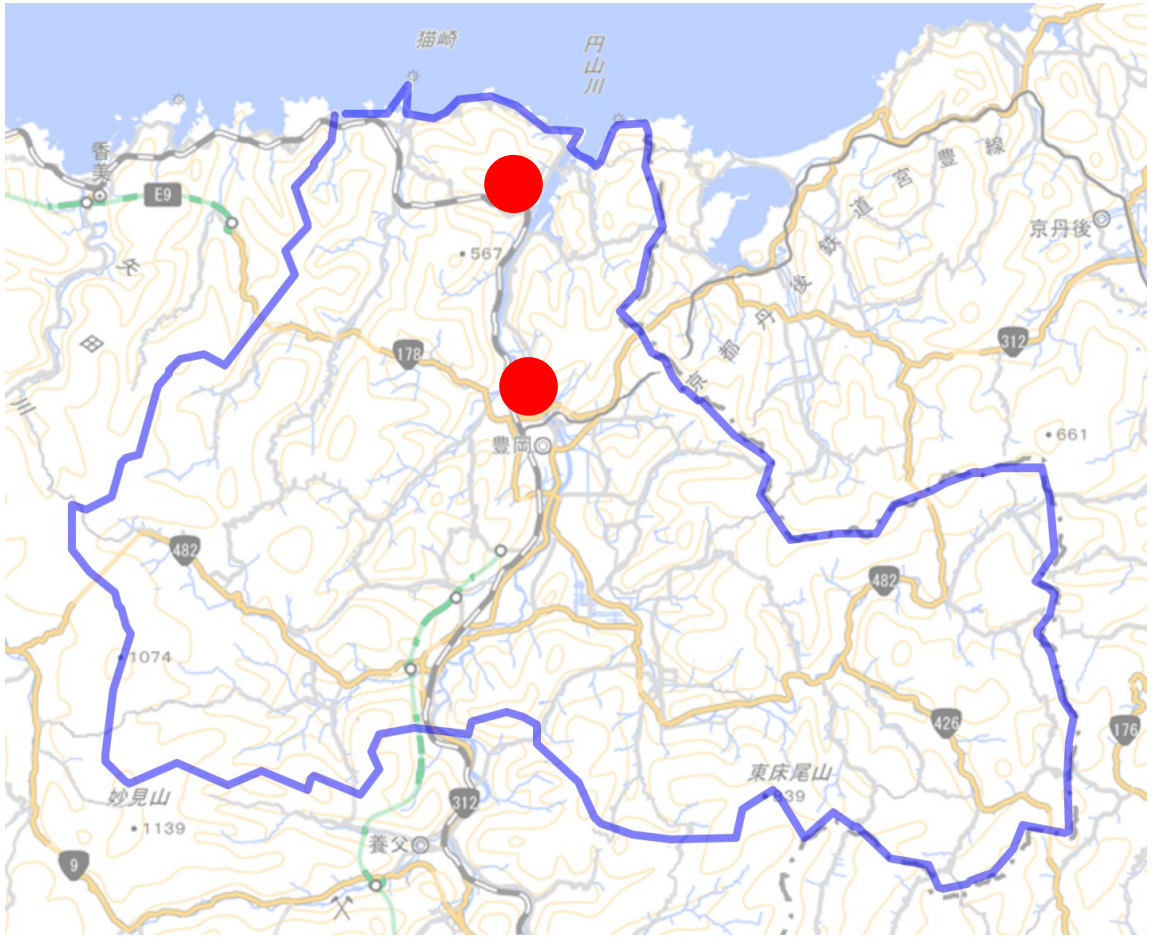

実証エリア

提供施設

様式第十一（第８条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
令和３年１２月２８日

２．認定新事業活動実施者名
株式会社Ｌｕｕｐ

３．認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- １０月末までの安全性の検証結果を踏まえ、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

４．認定新事業活動計画の内容
（１）新事業活動に係る事業の内容
下記（２）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データ等をＧＰＳを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

（２）新事業活動を行う場所の住所
①東京都千代田区
②東京都中央区
③東京都港区
④東京都新宿区
⑤東京都文京区
⑥東京都台東区
⑦東京都墨田区
⑧東京都江東区
⑨東京都品川区
⑩東京都目黒区
⑪東京都世田谷区
⑫東京都渋谷区
⑬東京都中野区
⑭東京都杉並区
⑮東京都豊島区
⑯神奈川県横浜市神奈川区
⑰神奈川県横浜市西区

⑱神奈川県横浜市中区
⑲京都府京都市
⑳京都府宇治市
㉑大阪府大阪市

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。

２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ｱ)　長さ　140センチメートル

(ｲ)　幅　80センチメートル

(ｳ)　高さ　140センチメートル

イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。

(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．新事業活動の開始時期及び終了時期

令和３年４月～令和４年７月

株式会社Luup実証エリア

東京都千代田区

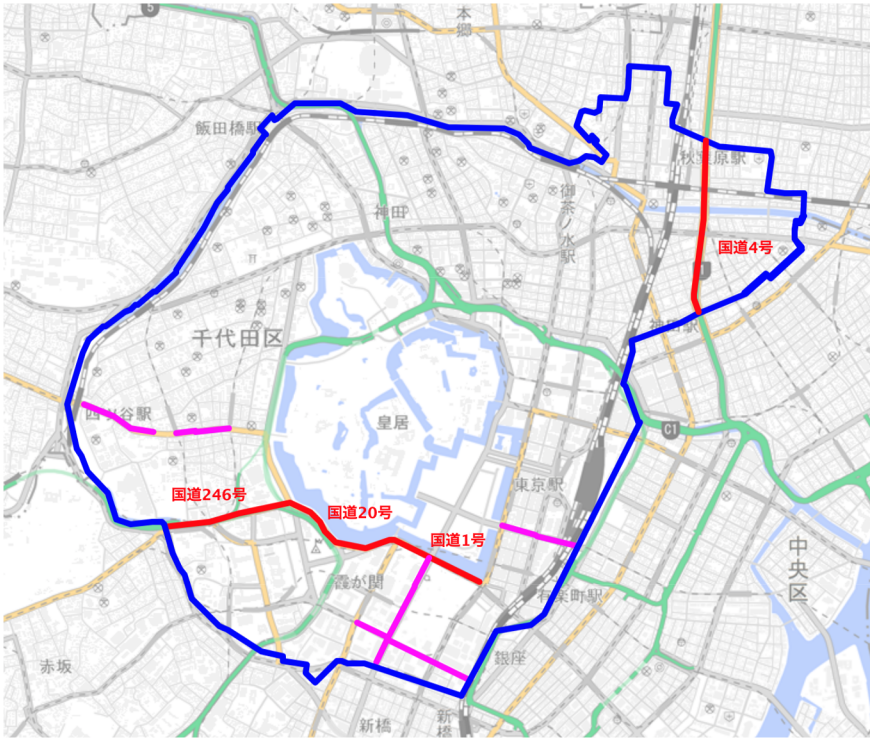

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道4号線
千代田区神田和泉町1丁目3番 (台東区境) ～千代田区岩本町1丁目1番 (中央区境)

国道246号
千代田永田町2丁目18 (港区境)～千代田区永田町1丁目8番 (国道20号と接続)

国道20号
千代田永田町1丁目8番 (国道246号と接続) ～千代田区霞ヶ開2丁目1番 (国道1号と接続)

国道1号
千代田霞ヶ関1丁目1番 (国道20号と接続) ～千代田区日比谷公園1番
(日比谷交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

祝田通り
霞ヶ関1丁2番3号～霞ヶ関1丁目1番1号
日比谷公園1番6号～内幸町2丁目1番1号

国会通り
内幸町1丁目5番2号～霞ヶ関1丁目3番1号
霞ヶ関1丁目2番1号～霞ヶ関1丁目2番1号
日比谷公園1番5号先～内幸町1丁目1番3号

鍛冶橋通り
丸の内3丁目5番1号～丸の内3丁目2番北西角
丸の内2丁目1番1号～丸の内2丁目7番1号

国道20号
麹町2丁目1番北東角～麹町3丁目1番13号
麹町5丁目1番北東角～麹町6丁目1番北側
麹町6丁目6番南側～麹町5丁目4番南東角
麹町3丁目2番南側～麹町2丁目4番1号

2021/09/30 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都中央区

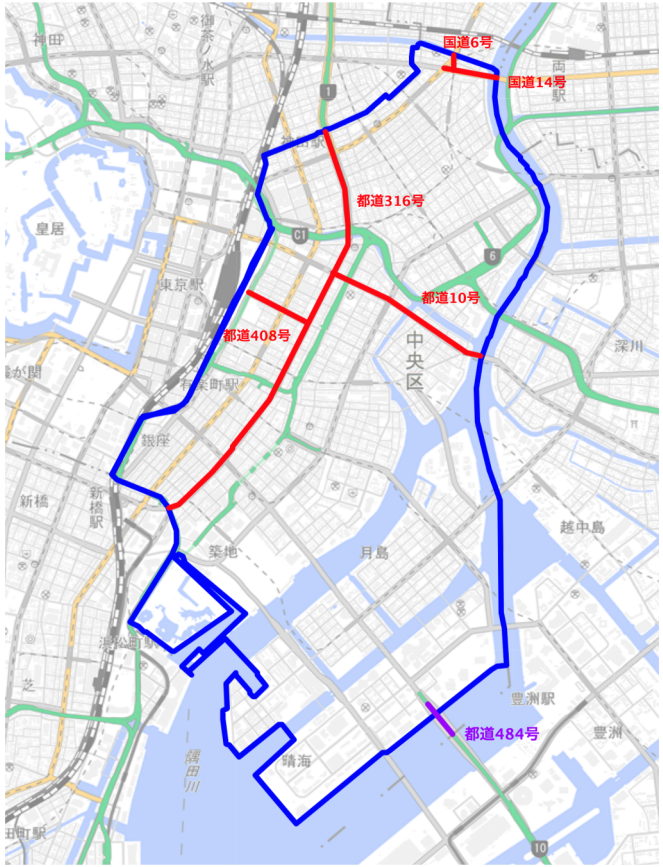

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

都道316号(昭和通り)
中央区銀座8丁目15番 (港区境) ～中央区日本橋本町3丁目8番 (国道4号と接続)

国道4号(昭和通り)
中央区日本橋本町4丁目9番 (都道316号と接続) ～中央区日本橋本町4丁目12番 (千代田区境)

都道10号(永代通り)
中央区日本橋2丁目15番 (江戸橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む) ～中央区新川1丁目31番 (江東区境)

都道408号(八重洲通り)
中央区八重洲2丁目1番(八重洲中央口前交差点は特例対象外区間に含まない) ～
中央区京橋1丁目11番 (京橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む)

国道14号
中央区東日本橋2丁目16番(国道6号と接続する浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む) ～
中央区東日本橋2丁目25番 (墨田区境)

国道6号
中央区東日本橋2丁目27番 (浅草橋南詰交差点は特例対象外区間に含まない) ～中央区東日本橋2丁目26番
(浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)
中央区日本橋横山町12番 (浅草橋交差点は特例対象外区間に含まない) ～中央区日本橋横山町10番
(浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)

紫線：自転車道

都道484号線 (環二通り)
中央区晴海5丁目7番先～中央区晴海5丁目豊洲大橋上 (江東区境)

2021/09/30 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都港区

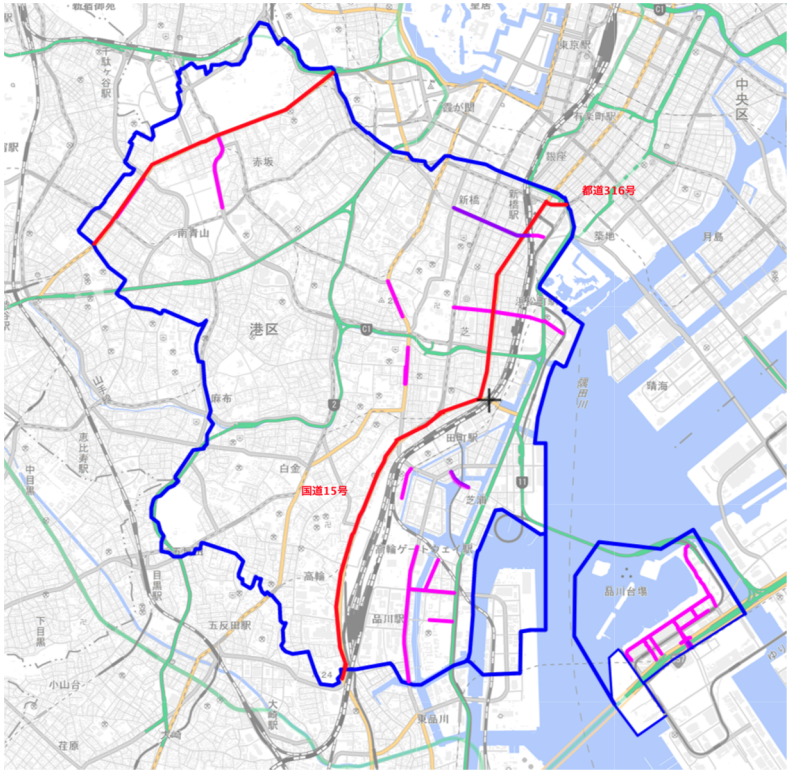

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道15号
港区新橋1丁目1番(都道３１６号線接続) ～ 港区港南2丁目1番 (品川区境)
都道316号
港区東新橋1丁目5番(中央区境) ～港区新橋1丁目1番 (国道15号線接続)
国道246号
渋谷区境～千代田区境
※上記区間中の普通自転車専用通行帯 (港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先、
港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先) は、特例の対象とはならない。

ピンク線：普通自転車専用通行帯

区市町村道
港区芝浦3丁目18番17号先～港区芝浦4丁目22番1号先
港区港南4丁目2番5号先～港区港南4丁目2番36号先
港区芝浦4丁目2番25号先～港区芝浦4丁目2番8号先
港区港南3丁目4番先北西角～港区港南3丁目6番21号先
港区海岸1丁目13番19号先～港区海岸1丁目14番17号先
一般都道
港区港南1丁目5番先南西角～港区港南3丁目8番1号先
臨港道路
港区台場2丁目3番1号先～江東区境
港区台場1丁目4番先～港区台場1丁目4番先
港区台場1丁目5番1号先～港区台場1丁目5番2号先
国道357号
港区台場2丁目4番8号先～港区台場2丁目3番1号先
港湾道
港区台場1丁目9番先南西角～港区台場1丁目4番先東角
港区台場1丁目7番1号先～港区台場2丁目4番先南西角
港区台場2丁目6番1号先～港区台場1丁目9番1号先
国道246号
港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先
港区北青山3丁5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先
国道1号
港区東麻布1丁目265号先～港区麻布台2丁目3番7号先
港区芝3丁目15番14号先～港区芝3丁目43番15号先
港区三田2丁目10番7号先～港区三田2丁目7番9号先
旧海岸通り
港区港南1丁目41号先 港区港南2丁目11番17号先

紫線：自転車道

環状2号線
港区西新橋2丁目32番先～港区東新橋1丁目9番先
外苑東通り
港区南青山1丁目5番先～港区南青山1丁目23番先
臨港道路
東京都港区台場2丁目4番先～江東区境 (お台場中央交差点内)

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都新宿区

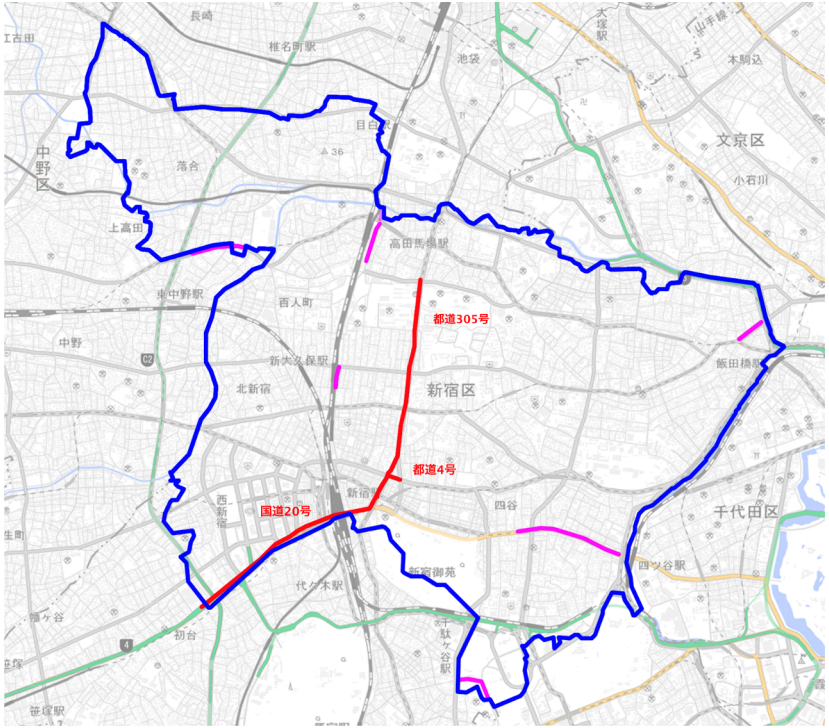

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

都道305号線

新宿区新宿3丁目1番 (新宿四丁目交差点) ～新宿区大久保3丁目14番

(諏訪町交差点については特例の対象区域に含む, 新宿四丁目交差点は特例の対象に含まない)

国道20号

新宿区新宿3丁目1番 (新宿四丁目交差点) ～渋谷区境

都道4号線

新宿区新宿3丁目13番 (都道305号線に接続) ～新宿区新宿3丁目11番

(新宿五丁目交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

主要地方道

新宿区新小川町1番14号先～新宿区津久戸町5番1号先 区市町村道

区市町村道

新宿区霞ヶ丘町4番先南角～新宿区霞ヶ丘町5番先 北西角

新宿区百人町1丁目7番20号先～新宿区百人町1丁目8番6号先

新宿区百人町2丁目3番先～新宿区百人町2丁目3番先

新宿区高田馬場1丁目31番8号先～新宿区高田馬場1丁目35番3号先

新宿区高田馬場2丁目18番1号先～豊島区境

早稲田通り

新宿区上落合2丁目28番1号先～新宿区上落合1丁目5番3号先

国道20号

新宿区四谷1丁目2番地4先～新宿区四谷3丁目5番地5先

新宿区四谷3丁目7番地先南西角～新宿区四谷2丁目2番地17先

新宿区四谷3丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目13番地12先

新宿区四谷4丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目11番地2先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都文京区

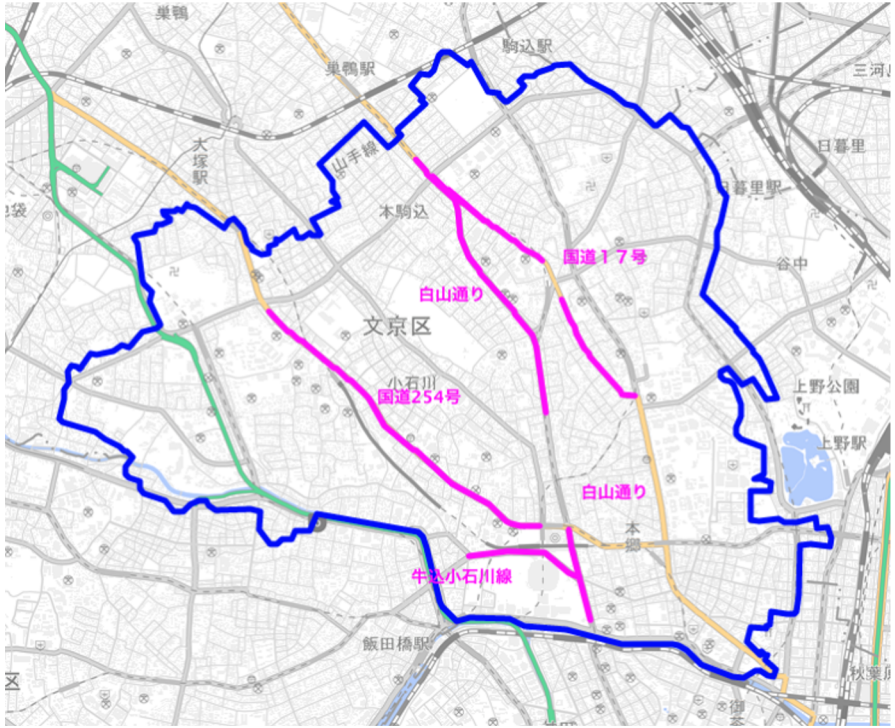

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

ピンク線：普通自転車専用通行帯

国道17号
文京区西片2丁目21番8号先～文京区白山1丁目37番9号先
文京区白山5丁目29番1号先～文京区千石1丁目29番先交通島
文京区本駒込2丁目10番5号先～文京区本駒込2丁目10番4号先

国道17号～白山通り
文京区小石川1丁目28番1号先～文京区千石4丁目45番15号先

白山通り
文京区本郷1丁目35番15号先～文京区本郷1丁目4番1号先

国道254号
文京区春日1丁目15番1号先～文京区大塚2丁目17番7号先

牛込小石川線
文京区後楽1丁目3番61号先～文京区後楽1丁目7番12号先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都台東区

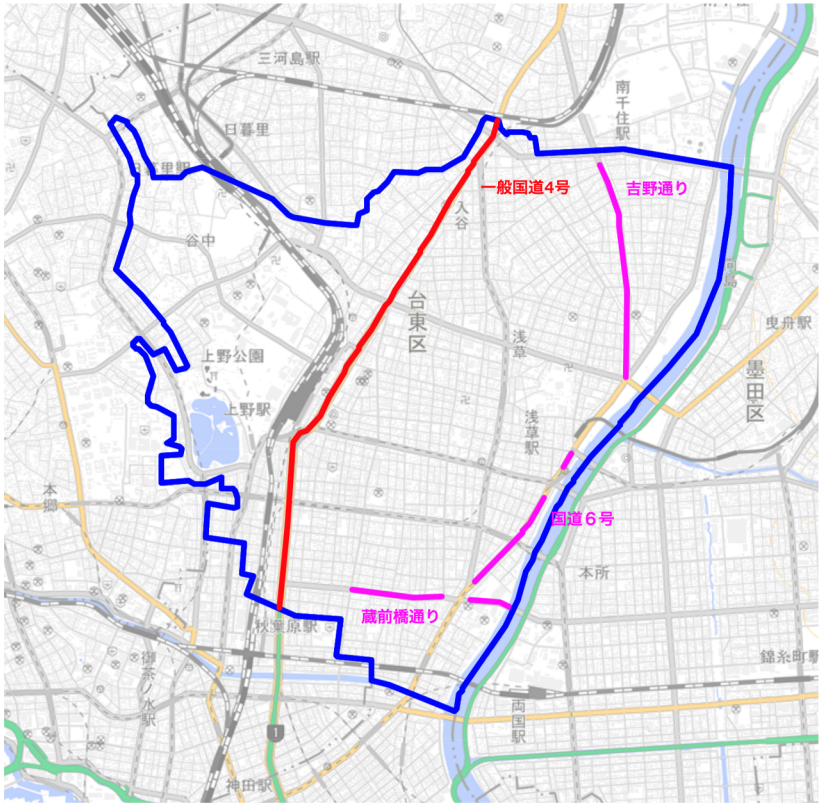

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

一般国道4号

東京都台東区根岸5丁目24番 (荒川区境) ～東京都台東区台東1丁目9番 (千代田区境)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

吉野通り

台東区浅草6丁目1番19号先～台東区日本堤2丁目1番11号先

蔵前橋通り

台東区蔵前2丁目1番8号先～台東区蔵前2丁目1番先 (台東区境)

台東区鳥越1丁目8番2号先～台東区鳥越2丁目1番1号先

国道６号

台東区蔵前3丁目1番13号先～台東区駒形1丁目7番10号先

台東区雷門2丁目19番1号先～台東区雷門2丁目19番12号先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都墨田区

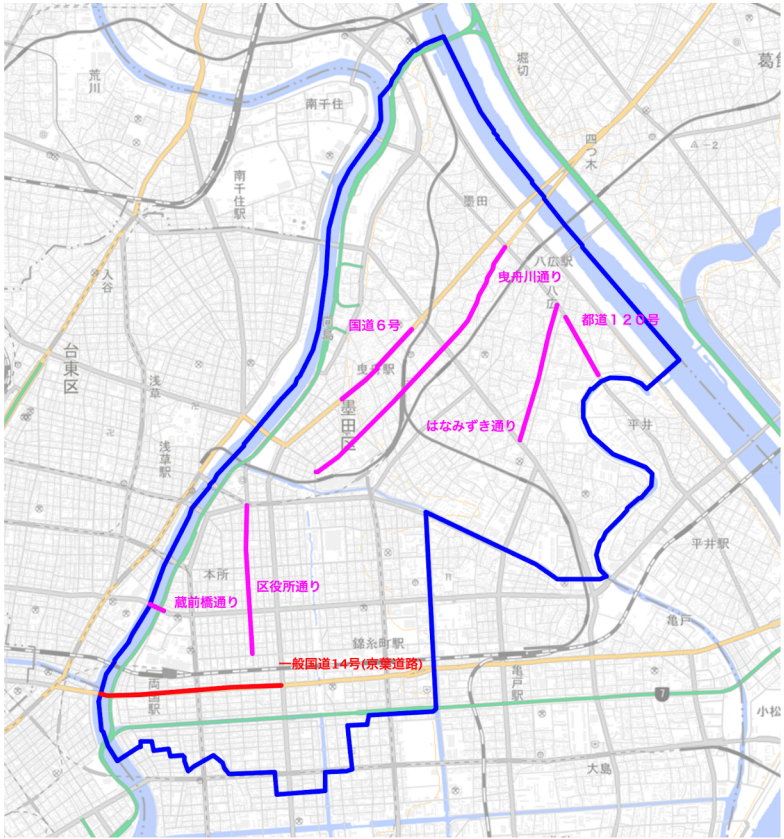

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

一般国道14号 (京葉道路)
東京都墨田区両国1丁目11番 (中央区境)~東京都墨田区緑3丁目11番
(緑三丁目交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

都道120号
墨田区東墨田2丁目19番17号先～墨田区東墨田3丁目2番12号先

曳舟川通り
墨田区八広5丁目12番13号先～墨田区押上2丁目1番1号先

はなみずき通り
墨田区八広2丁目52番17号先～墨田区八広4丁目37番6号先

国道6号
墨田区東向島2丁目36番10号先～墨田区向島4丁目2番1号先

蔵前橋通り
墨田区横網2丁目蔵前橋上 (中央区境) ～墨田区横網2丁目6番1号先

区役所通り
墨田区亀沢2丁目11番16号先～墨田区吾妻橋1丁目6番5号先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都江東区

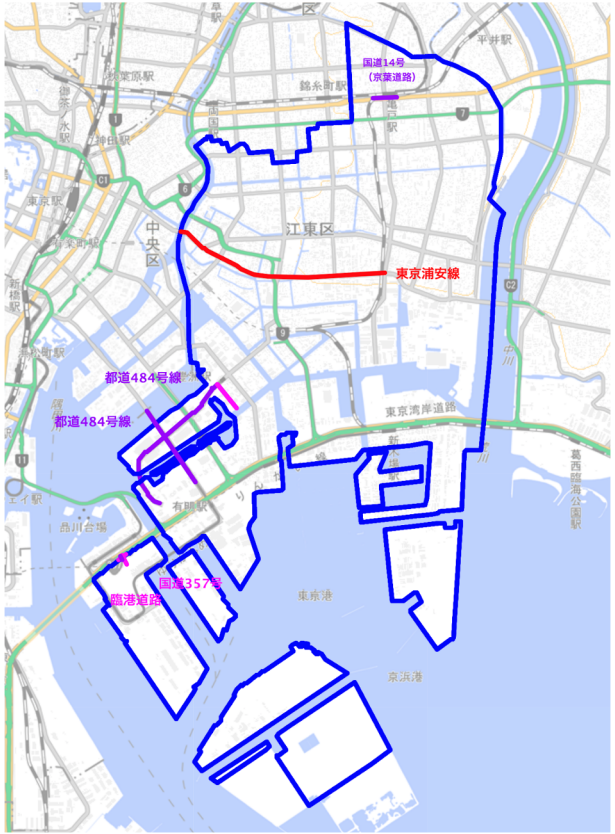

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

東京浦安線
東京都江東区永代1丁目1番 (中央区境) ～東京都江東区南砂2丁目38番
(日曹橋交差点は特例対象外区間に含まない)

紫線：自転車道

国道14号 (京葉道路)
東京都江東区亀戸1丁目41番先～東京都江東区亀戸6丁目58番先

都道484号線 (豊洲有明線) ※富士見橋上は除く
東京都江東区豊洲2丁目3番先～東京都江東区有明1丁目6番先

都道484号線 (環二通り) ※有明北橋上は除く
東京都江東区豊洲6丁目豊洲大橋上 (中央区境) ～東京都江東区有明1丁目3番先

臨港道路
東京都江東区青梅1丁目2番先～港区境 (お台場中央交差点内)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

市区町村道
江東区豊洲5丁目3番5号先～江東区豊洲5丁目6番10号先

臨港道路
江東区青海1丁目2番先～江東区青海1丁目2番先

国道357号
江東区青海1丁目2番9号先～江東区青海1丁目1番10号先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都品川区

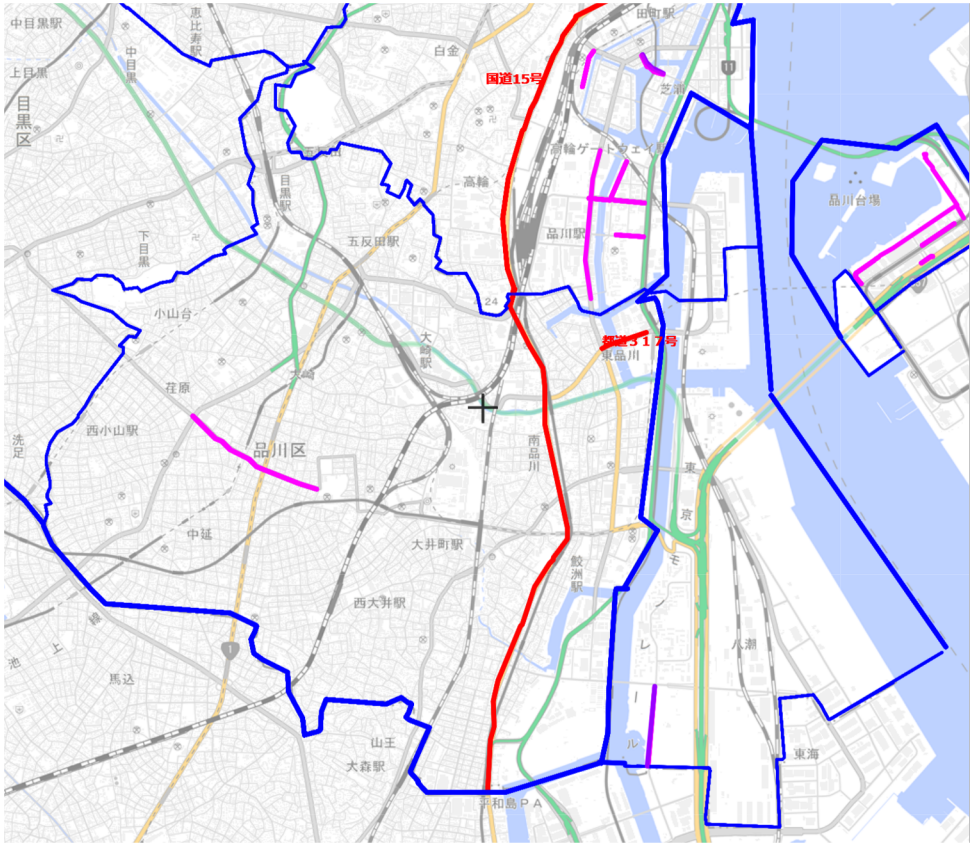

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア
赤線：特例対象外区間
都道317号線
品川区東品川１丁目３９番 ～ 品川区東品川２丁目５番
国道15号線
品川区北品川４丁目７番（港区境） ～品川区南大井２丁目１２番（大田区境）

ピンク線：普通自転車専用通行帯
一般都道
品川区西中延１丁目１番１０号先～品川区平塚１丁目１７番６号先
品川区戸越３丁目９番１７号先～品川区戸越４丁目９番１１号先
品川区戸越５丁目７番５号先～品川区戸越５丁目３番１号先
品川区東中延１丁目４番５号先～品川区西中延１丁目２番４号先

紫線：自転車道
区市町村道
品川区八潮４丁目１番先～品川区八潮４丁目２番先

2021/04/23 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都目黒区

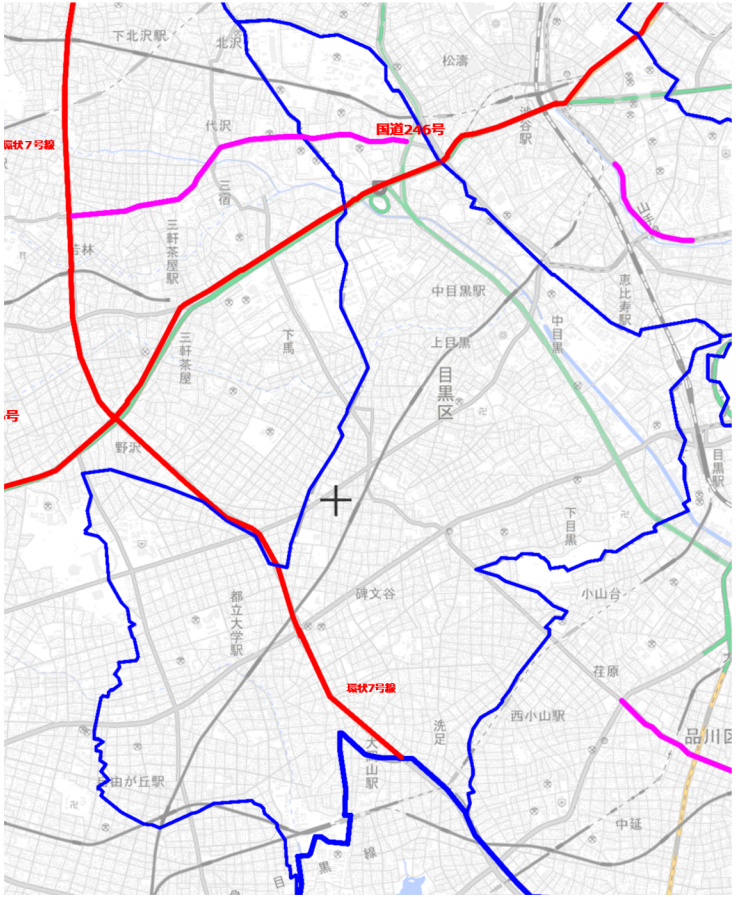

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：**実証エリア**
赤線：**特例対象外区間**
環状7号線
目黒区南３丁目１５番（大田区境）～ 世田谷区境
国道246号線
渋谷区境～世田谷区境

ピンク線：**普通自転車専用通行帯及び自転車道**
淡島通り
目黒区大橋２丁目１番１号先～世田谷区若林２丁目３６番６号先

2021/04/23 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都世田谷区

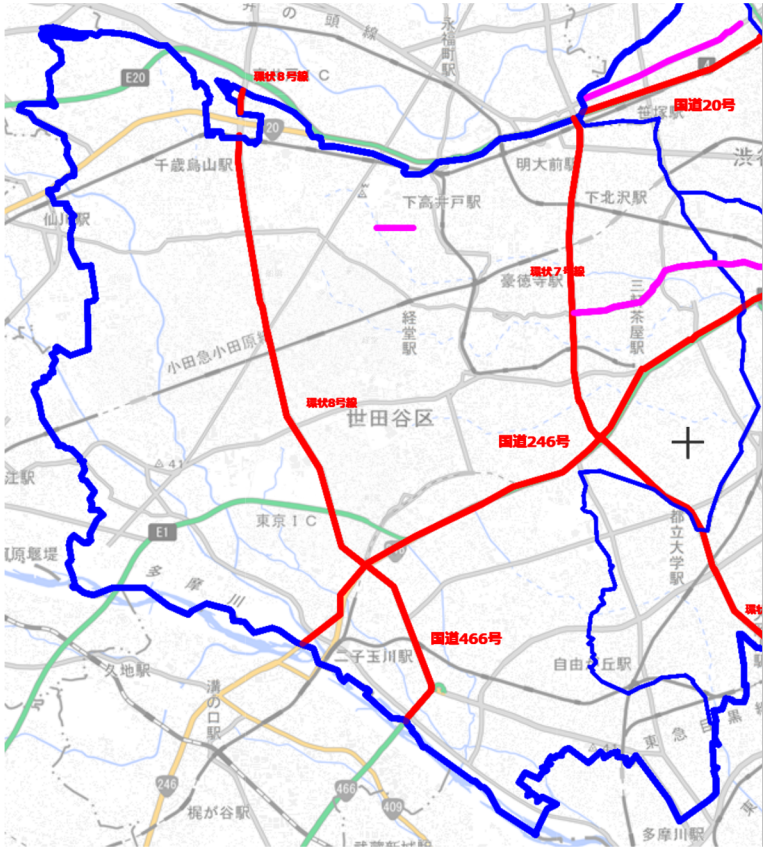

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：**実証エリア**

赤線：**特例対象外区間**

国道246号

渋谷区境～世田谷区鎌田１丁目１番（神奈川県境）

環状7号線

世田谷区大原２丁目２３番（杉並区境）～ 目黒区境

環状8号線

世田谷区上北沢５丁目４１番 ～世田谷区野毛１丁目２５番（第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む）

ピンク線：**普通自転車専用通行帯**

淡島通り

目黒区大橋２丁目１番１号先~世田谷区若林２丁目３６番６号先

区市町村道

世田谷区桜上水３丁目１７番６号先~世田谷区赤堤５丁目２番１号先

2021/04/23 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都渋谷区

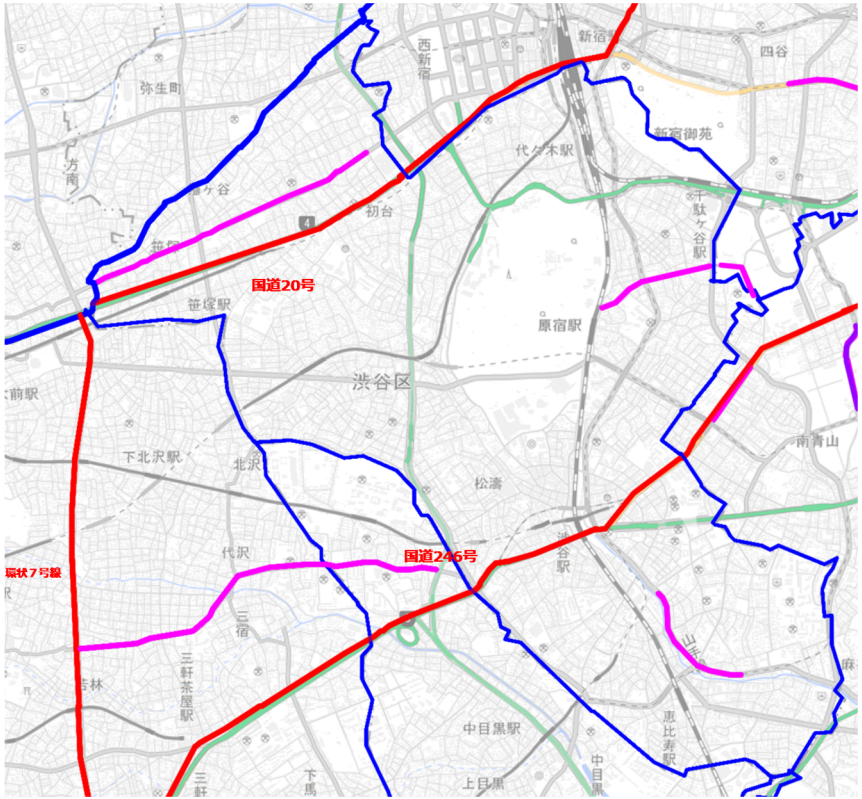

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：**実証エリア**
赤線：**特例対象外区間**

国道20号
新宿**区境**～杉並区境
国道246号
新宿**区境**～目黒区境

ピンク線：**普通自転車専用通行帯**

水道道路
渋谷区本町１丁目５５番１号先~渋谷区笹塚２丁目２９番先北西角

明治通り
渋谷区広尾１丁目１６番先東角~渋谷区東２丁目２３番３号先

区市町村道
渋谷区千駄ヶ谷３丁目６３番２号先~渋谷区千駄ヶ谷２丁目３１番２０号先

明治通り
渋谷区広尾１丁目１４番１５号先~渋谷区広尾１丁目１５番３号先

2021/04/23 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都中野区

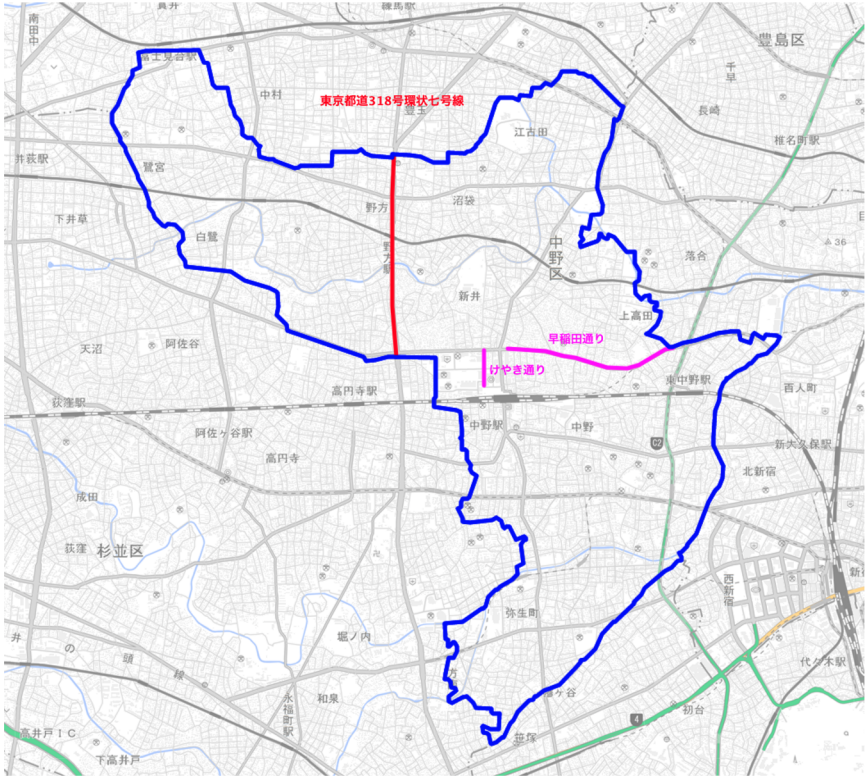

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

東京都道318号環状七号線
東京都中野区丸山2丁目7番 (練馬区境) ～東京都中野区大和町1丁目68番 (杉並区境)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

けやき通り
中野区中野4丁目9番15号先～中野区中野4丁目11番10号先

早稲田通り
中野区東中野3丁目15番14号先～中野区中野5丁目51番1号先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都杉並区

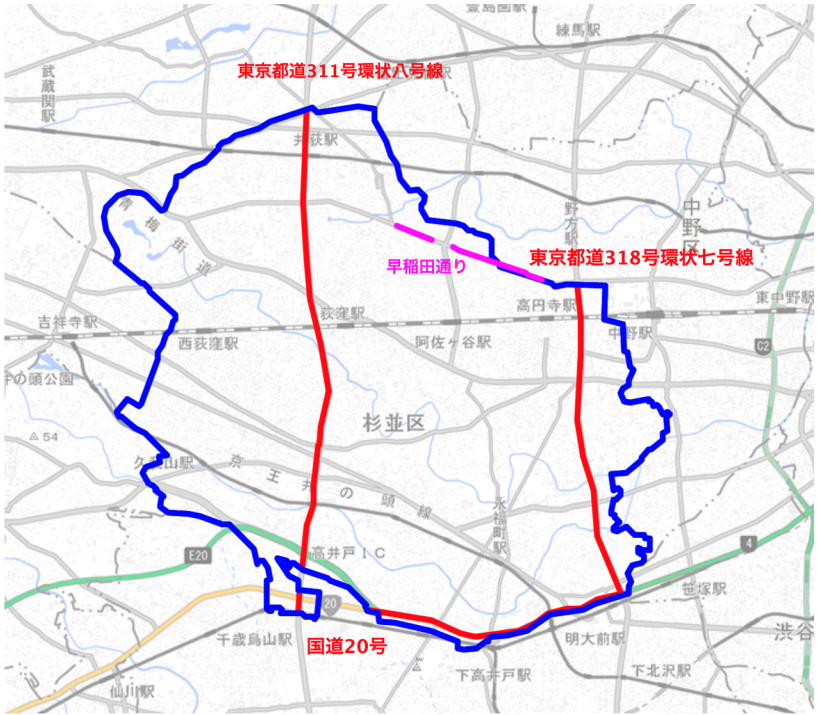

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

東京都道311号環状八号線
東京都杉並区井草3丁目 31番 (練馬区境) ～東京都杉並区上高井戸1丁目3番 (世田谷区境)

東京都道318号環状七号線
東京都杉並区高円寺北2丁目39番(中野区境) ～東京都杉並区和泉1丁目1番 (世田谷区境)

国道20号
東京都杉並区下高井戸1丁目41番(上北沢入口交差点は特例対象外区間に含まない) ～
東京都杉並区方南1丁目1番 (渋谷区境)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

早稲田通り
杉並区本天沼1丁目25番17号先～杉並区本天沼2丁目42番17号先

早稲田通り
杉並区高円寺北3丁目45番10号先～杉並区阿佐谷北4丁目27番11号先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都豊島区

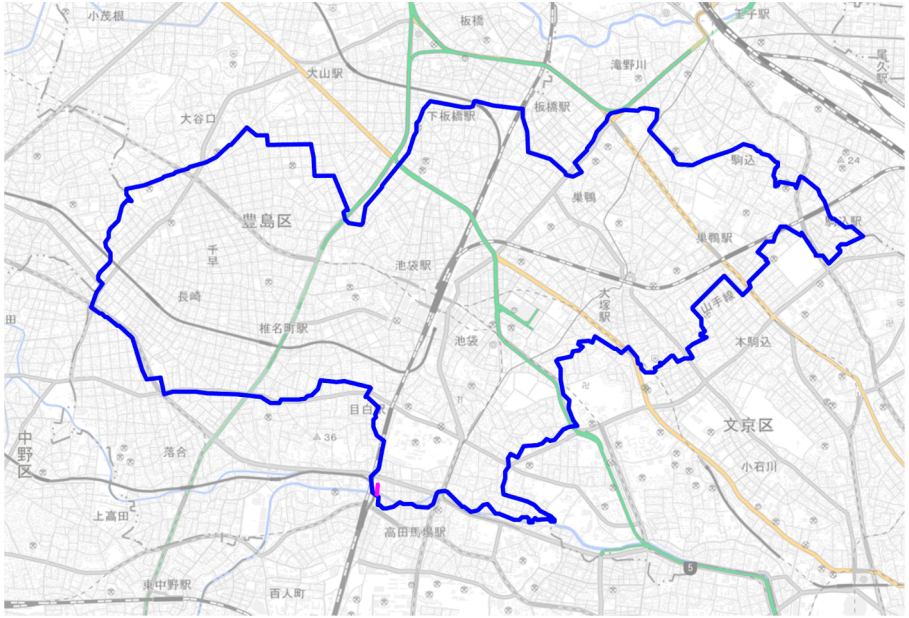

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

ピンク線：普通自転車専用通行帯

区市町村道

豊島区高田3丁目14番～豊島区高田3丁目14番29号先

2021/12/27 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

神奈川県横浜市中区・西区・神奈川区

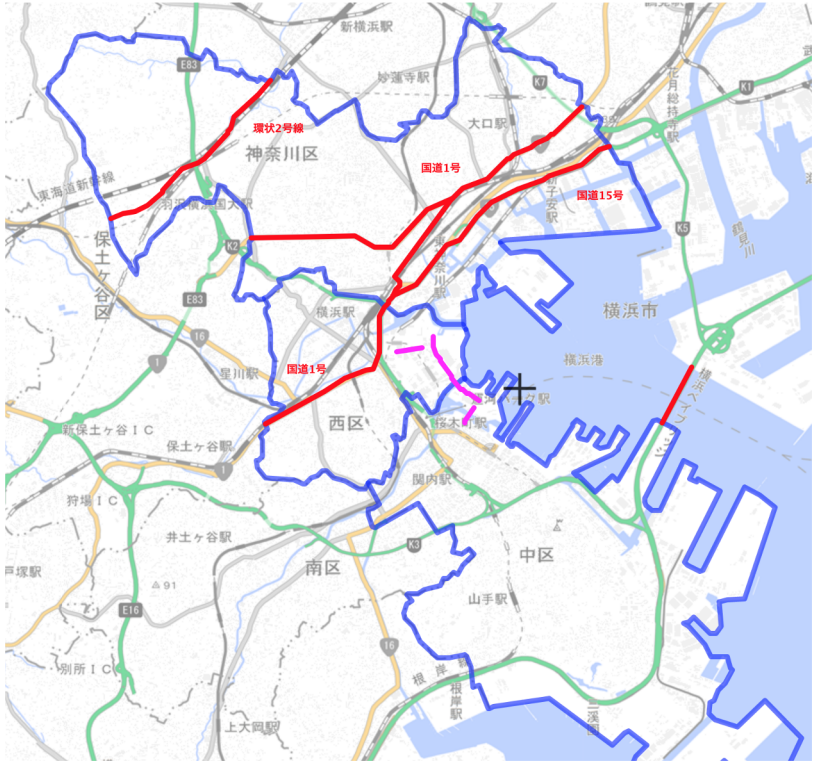

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：**実証エリア**

赤線：**特例対象外区間**

〇一般国道１号線
・横浜市鶴見区・神奈川区境～横浜市西区・保土ケ谷区境
・横浜市神奈川区立町交差点～横浜市神奈川区・保土ケ谷区境

〇一般国道15号線
・横浜市鶴見区・神奈川区境～横浜市神奈川区青木通交差点

〇市道環状２号線
・横浜市神奈川区全域

〇横浜ベイブリッジ

ピンク線：**普通自転車専用通行帯**
〇万国橋通り
・横浜市中区新港２－１－１～横浜市中区海岸通５－２５－２
・横浜市中区新港１－６～横浜市中区海岸通４－２３－１

〇臨港幹線道路下り側道
・横浜市西区みなとみらい１－１～横浜市中区新港２－３－１

〇臨港幹線道路上り側道
・横浜市中区新港２－２－１～横浜市西区みなとみらい５－３－２

〇すずかけ通り
・横浜市西区みなとみらい５－１－３～横浜市西区みなとみらい５－３－１
・横浜市西区みなとみらい４－１０－１～横浜市西区みなとみらい４－４－２

2021/09/30 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

京都府京都市

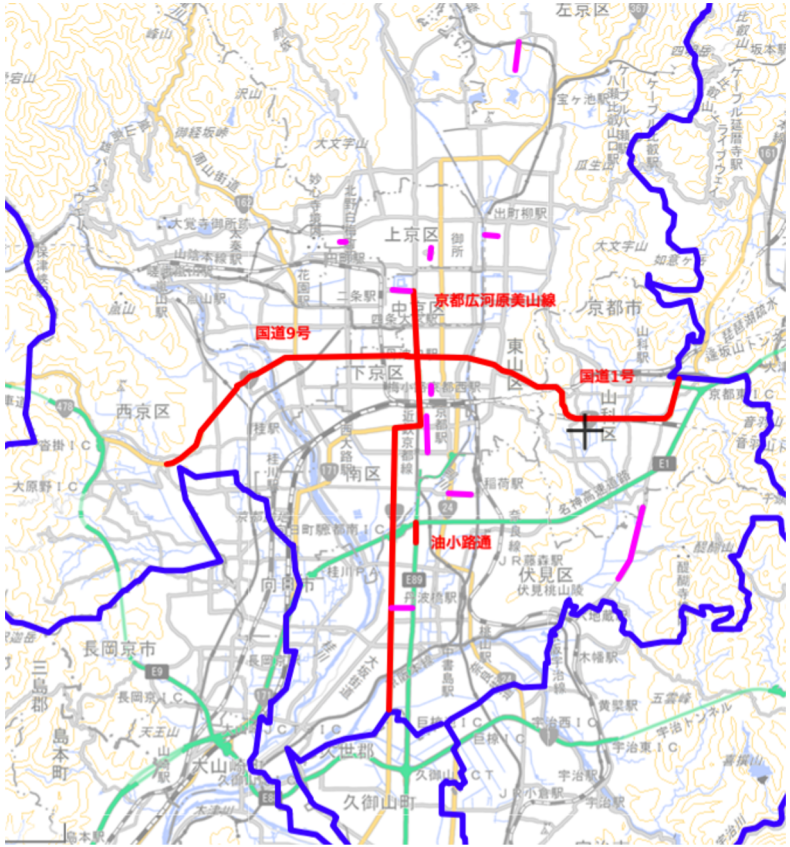

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：**実証エリア**

赤線：**特例対象外区間**
国道1号線
京都市・大津市境～伏見区・久御山町境

国道9号線
下京区堀川通り五条～西京区大枝中山町２丁目（中山向日交差点）

京都広河原美山線（府道38号線）
下京区泉水町（国道1号交差点）～中京区池元町（府道37号交差点

油小路通
第二京阪道路城南宮北出入口～新城南宮道

2021/09/30 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

京都府京都市

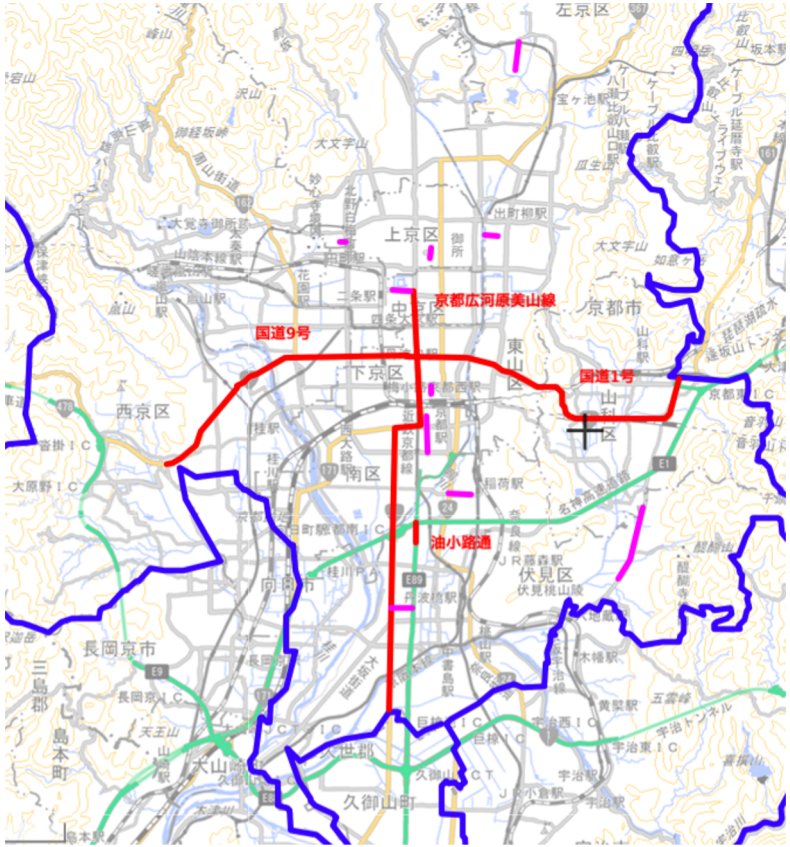

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

ピンク線：普通自転車専用通行帯

新町通
下長者町通～下立売通
七条通～塩小路通
押小路通
猪熊通～美福通

府道大津宇治線
醍醐古道町～醍醐合場川

毛利橋通
油小路通～国道1号

府道中山稲荷線
師団街道～国道24号

西洞院通
東寺道～十条通

仁和寺街道
西大路通～佐井通

洛北第二経14号線、
洛北第二緯9号線～上高野幡枝線

東一条通
鞠小路通～川端通

2021/09/30 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

京都府宇治市

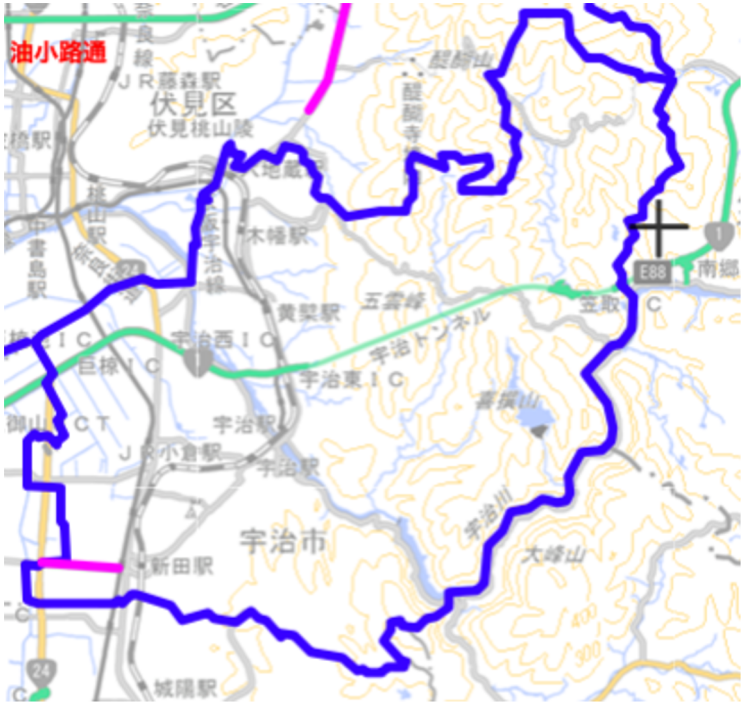

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：**実証エリア**

ピンク線：**普通自転車専用通行帯**
府道宇治淀線
大久保町15号線～国道24号

2021/09/30 現在　今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

大阪府大阪市

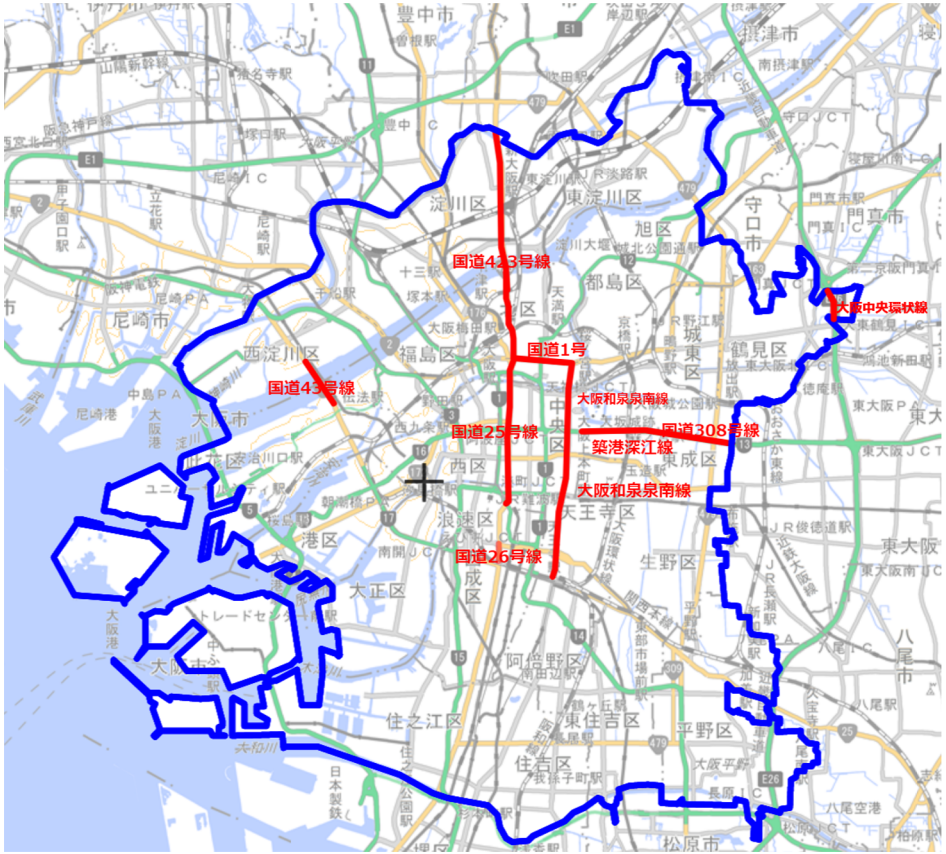

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道423号
吹田市境～梅新東交差
国道25号
梅新東交差～浪速区境（難波西口交差については特例の対象区域に含む）
国道26号
大国交差（大国交差については特例の対象区域に含む）～花園北交差（花園北交差については特例の対象区域に含む）
国道43号
高架部分
国道1号
東天満交差（東天満交差については特例の対象区域に含む）～梅田新道交差（梅田新道交差については特例の対象区域に含む）
大阪和泉泉南線
東天満交差（東天満交差については特例の対象区域に含む）～近鉄前交差点（近鉄前交差点については特例の対象区域に含む）
築港深江線
深江橋交差～法円坂交差（法円坂交差については特例の対象区域に含む）
国道308号
東大阪市境～深江橋交差
大阪中央環状線
門真市境～大東市境

2021/04/23 現在　今後変更の可能性あり